

国土交通省 宮崎河川国道事務所 都城国道だよい

出張所だよりは宮崎河川国道事務所のHP (<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>) に掲載しております

平成24年9月
宮崎河川国道事務所
都城国道維持出張所
vol.4

都城国道維持出張所では道路に異状がないか国道10号のパトロールを行っています。



道路の異状や損傷、障害物等の危険箇所を早期に発見し、道路を安全に利用できるよう情報収集や対応を行います。

事例としては右の写真のようなものがありますが、他にも路面に段差がないか、構造物が壊れてないか、歩道上に障害物がないか等を確認しています。



道路にある穴ほこの補修を行います



道路に落ちている落下物等を回収します



樹木が伸びて標識が見えにくいので伐採を行います



幹線道路の異状を発見したら！

緊急
通報

#9910

道路緊急
ダイヤル 24時間受付

道路の異状を見つけたら
ご一報下さい！



- ・道路に穴ほこが空いている！
- ・ガードレールが壊れている！
- ・故障車・落下物がある！
- ・道路に土砂が出ている！・・・等々

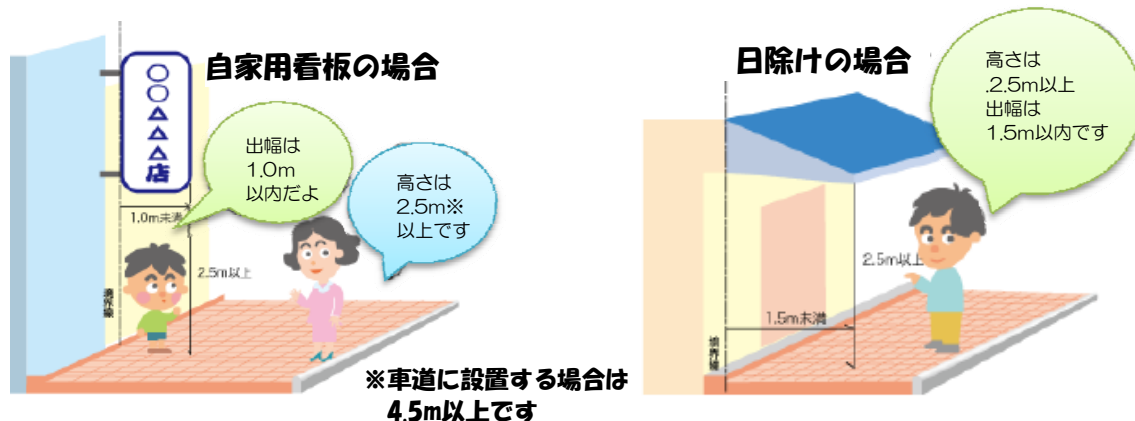


安全な場所に停まって
から通報して下さい。

道路に看板・日除け等を出すには占有許可が必要です

自家用看板を道路上にはみだして設置する場合等、道路に一定の施設を設置し継続して道路を使用することを「**道路の占有**」といいます。

「**道路の占有**」には地上だけでなく、地下や上空に施設を設ける場合等も該当します。「**道路の占有**」をするためには、当該道路を管理している「**道路管理者**」の許可が必要です。



**許可が出るには条件等があります。
国道10号に設置する場合は事前にご相談下さい。**

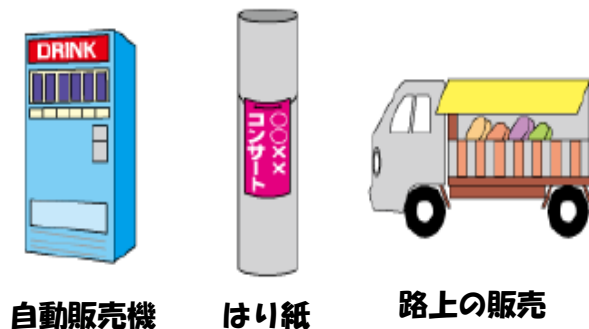
物件によっては許可できないものもあります。

立看板類



道路区域内の土地に設置されるお店の立看板、広告板、のぼり、その他これらに類するものは認められません。

はり紙、はり札等



電柱にぶらさげる広告物（看板）又は貼付したり立てかけたりすることは、**禁止されています。**

道路上に商品や立看板、置看板等を置いていると通行の支障になります。

お気軽にお電話ください ☎

- ご意見、ご質問
- 国道・河川工事に関すること
- 管理施設の異常通報
- 国道・河川利用に関する相談

【河川担当】 都城出張所
TEL：0986-23-2947
FAX：0986-23-2952

【道路担当】 都城国道維持出張所
TEL：0986-38-0068
FAX：0986-38-1867



宮崎河川国道事務所HP
<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

河川水位情報・道路規制情報・新燃岳の情報など
防災に役立つ情報がご覧いただけます。